

## 野生鳥獣肉（シカ肉）に関する原子力災害対策特別措置法 に基づく出荷制限の一部解除について

原子力災害対策特別措置法に基づき、原子力災害対策本部長（内閣総理大臣）から出荷制限が指示されていた群馬県内で捕獲された野生鳥獣肉（シカ肉（出荷制限指示：平成24年11月14日））について、適切に管理・検査する体制が整備されたことから、出荷制限が一部解除されました。

なお、当県で捕獲された野生鳥獣肉の出荷制限が解除されるのは、今回が初となります。

### 1 解除年月日

令和5年8月18日

### 2 解除の内容

- 解除の種類：一部解除※（処理加工施設単位）
- 対象鳥獣：シカ
- 対象施設：(株)箕輪フーズ（高崎市箕郷町上芝 280-8）

※県が定めた出荷・検査方針に基づき、施設における取扱個体を全頭検査し、基準値を下回ったものを出荷することが可能となるもの。

### 【参考】シカ肉の利活用推進のための県の取組

- これまでの取組：高崎市、みどり市及び(株)箕輪フーズの3者による、シカ肉の利活用に向けた体制整備を支援  
※今後、3者が連携し、高崎市及びみどり市において有害捕獲したシカ肉の出荷を予定
- 期待される成果：①有害捕獲による一層の鳥獣被害の軽減、②地域資源としてのシカ肉の有効活用、③県民のジビエに対する理解促進  
※有害捕獲…農作物等の被害防止を目的に鳥獣保護管理法に基づく許可を受けて行う鳥獣の捕獲